

参考配布

平成 28 年 9 月 5 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、兵庫労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、兵庫労働局が配布した資料です。

兵庫労働局発表
平成28年9月5日(月)

担	職業安定部	需給調整事業課
	課長	山上 豊
	主任需給調整指導官	泉 正信
当	電 話	078-367-0831

労働者派遣法違反「無許可業者による禁止業務派遣」の疑いで刑事告発

兵庫労働局(局長 小林 健)は、平成28年3月28日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、兵庫県洲本警察署に告発した。

記

第1 被告発人

個人事業主A(30歳 男)
(所在地 兵庫県明石市)

第2 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、労働者派遣法第4条第1項第2号(禁止業務派遣)及び第5条第1項(無許可派遣)に違反するため、刑事告発した。

第3 告発の事実

被告発人は、上記所在地に自宅兼事務所を置き、主に配管工事業を営む事業主であるが、同人は、平成25年9月23日から平成26年4月19日までの間、兵庫県洲本市などで設備工事業を営む個人事業主Bに対し、太陽光発電用パネルの設置作業に従事させるため、自己の雇用する労働者4名を、労働者派遣法による厚生労働大臣の許可を受けず、延べ149日間派遣し、もって、労働者派遣法で労働者派遣事業を行うことが禁止されている建設業務について、労働者派遣事業を行った疑いがある。

第4 事案の端緒等

- (1) 平成26年4月11日、兵庫県洲本市内の工事現場において、被告発人が雇用し個人事業主Bに派遣された作業員Cが、墜落防止措置の講じられていない同工事現場である一般家屋の屋根の端(高さ約6メートル)から地上に墜落し、意識不明の重体となる労働災害が発生している。
- (2) 告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、兵庫県洲本警察署から書類送検した旨の連絡を受けたため、本日公表するものである。